

議案第89号

墨田区教育センター条例

上記の議案を提出する。

令和6年2月5日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区教育センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第30条の規定に基づき、墨田区における教育の充実及び振興を図るため、墨田区教育センター（以下「教育センター」という。）を東京都墨田区横川五丁目7番4号に設置する。

(事業)

第2条 教育センターは、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教育関係職員の研修の実施に関する事。
- (2) 教育支援センターの運営に関する事。
- (3) 教育相談に関する事。
- (4) 教科用図書の展示及び管理に関する事。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育センターの目的を達成するために墨田区教育委員会が必要と認める事業

(職員)

第3条 教育センターに必要な職員を置く。

(委任)

第4条 この条例の施行について必要な事項は、墨田区教育委員会規則で定める。

付 則

この条例は、墨田区教育委員会規則で定める日から施行する。

(提案理由)

墨田区における教育の充実及び振興を図るため、墨田区教育センターを教育機関として設置する必要がある。